

## 令和8年度茨木市教育・保育施設等物価高騰等支援給付金交付要綱

### (目的)

第1 この要綱は、茨木市内の教育・保育施設等に対し、市が給付金を交付することにより、食料品価格やエネルギー価格の高騰に係る負担を軽減し、教育・保育サービス等提供体制の維持・継続の支援を目的とする。

### (給付対象者)

第2 給付金の交付の対象となる者は、次に掲げる施設（本市の区域内に存するものに限る）を運営する者のうち、本市以外が設置するものを運営する事業所とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づく認可を受けた保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項に規定に基づく認可を受けた保育所型認定こども園及び幼稚園型認定こども園
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項に規定に基づく認可を受けた幼保連携型認定こども園
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号の規定に基づく認可を受けた幼稚園
- (5) 児童福祉法第34条の15第2項の規定に基づく認可を受けた家庭的保育事業等
- (6) 子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める企業主導型保育事業
- (7) 児童福祉法第34条の8第2項の規定に基づく届出を行った放課後児童健全育成事業所
- (8) 児童福祉法第34条の17の2第2項の規定に基づく届出を行った児童育成支援拠点事業所

### (給付金額等)

第3 給付金の額は、1事業所につき100,000円とする。この場合において、事業所の所在する建築物と同一の建築物又はその敷地内の他の建築物において、給付対象者が複数の事業所を運営している場合は、当該複数事業所を合わせて1事業所とみなすものとする。また、分園を運営している場合は、当該分園を合わせて1事業所とみなすものとする。

2 この事業による給付金の交付は、1回限りとする。

### (支給の申込み等)

第4 市長は、給付対象者に対し、令和8年度茨木市教育・保育施設等物価高騰等

支援給付金交付通知（様式1号）により給付金の支給の申込みを行う。

2 給付対象者は、前項の申込みを受けた際、指定された期間までに給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、給付対象者に対し、給付金を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

（支給の方式）

第5 給付対象者に対する市による給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

(1) 茨木市支払金口座振替依頼書にて指定されている支払い口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 第4第3項の支給決定前までに、給付対象者が新規口座の登録又は前号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

（立入検査）

第6 市長は給付金の執行の適正を期するため、その職員に、給付対象の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

（帳簿等の整備）

第7 給付金の交付を受けた者は、当該給付金に係る収入及び原油価格・物価高騰対応に係る支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 給付金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

（書類の保存）

第8 給付金の交付を受けた者は、当該給付金に係る収入及び原油価格・物価高騰対応に係る支出に関する書類及び帳簿等を、当該給付が行われた年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

（給付の取り消し等）

第9 市長は、給付金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号いずれかに該当するときは、給付金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

（市長の指示）

第10 市長は、給付金の使用について、必要な指示をすることができる。

（その他）

第11 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年6月26日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年度茨木市教育・保育施設等物価高騰等支援給付金交付事務が終了した日に、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前の第4の規定により支給の申込みを行った給付金については、失効前の要綱第6から第10までの規定は、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

令和 年 月 日

茨木市長 福岡 洋一

令和8年度茨木市教育・保育施設等物価高騰等支援給付金交付通知

1 給付対象者

茨木市の区域内に存する施設を運営する者のうち、本市以外が設置する、保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業を運営する事業所、放課後児童健全育成事業所、児童育成支援拠点事業所

2 給付金の内容

1事業所あたり10万円の給付金を支給します。

（事業所の所在する建築物と同一の建築物又はその敷地内の他の建築物において、給付対象者が複数の事業所を運営している場合は、当該複数事業所を合わせて1事業所とみなすものとします。また、分園を運営している場合は、当該分園を合わせて1事業所とみなすものとします。）

3 辞退方法

右記二次元コードより、令和 年 月 日までに申し出てください。

二次元コード

4 振込口座

茨木市支払金口座振替依頼書にて指定されている支払い口座に振り込みます。指定口座がない場合または指定口座の変更をする場合は、茨木市支払金口座振替依頼書を別途ご提出ください。

5 交付日

令和 年 月 日まで